**特定非営利活動法人の解散について**

**別　紙**

１　**総会を開催する。**

「法人の解散」，「清算人の選任」及び「残余財産」について決議する。

・法人の解散　 ……　解散の同意（正会員総数の４分の３以上）

・清算人の選任　……　理事の中から清算人を決定※破産手続開始の決定による解散の場合を除く

・残余財産　　 ……　財産目録により残余財産があるか確認

残余財産がある場合，定款で帰属先を確認

　　　　　　　　　（帰属先を総会で選定することとしている場合は，決議が必要）

２　**広島法務局で，「解散及び清算人」の登記をする。**

　　「特定非営利活動法人解散及び清算人就任登記申請書」に，次の書類を添付して，

　　広島法務局に申請する。

　　　添付書類……　 ●社員総会議事録　１通

　　　　 ●定款　　　　　　１通

　　　　 ○委任状　　　　 登記申請を代理人に委任した場合のみ必要

問合せ先：広島法務局

電話082-228-5201㈹

３　**広島県に，「解散届出書」（※）を提出する。**

　　　添付書類　………　解散及び清算人の登記をしたことがわかる登記事項証明書

４　**定款で定められた方法で，解散公告する。**

　　　公告方法　………　解散した後，遅滞なく公告（２ヶ月以上の期間）

官報公告の申込先：広島県官報販売所 〒730-0012広島市中区上八丁堀７番27号

電話082-962-3590

５　**広島法務局で「清算結了」の登記をする。**

　　「清算結了登記申請書」に，清算事務報告書（１通）を添付して，広島法務局に申請する。

６　**広島県に，「清算結了届出書」（※）を提出する。**

　　　添付書類　………　清算結了の登記をしたことがわかる登記事項証明書

（※）届出書様式は県のホームページの次のアドレスを参照。

　トップページ＞まちづくり・国際交流＞公益法人・NPO・団体＞県民活動課＞NPO法人情報サイト＞解散